

南会津町指定給水装置工事事業者 指定・更新・変更・廃止等の各種届出について

指定に必要となるもの

提出書類	様式	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者 指定申請書	様式第8号	○	○	A4判両面
機械器具調書	様式第8号	○	○	別表
誓約書	様式第9号	○	○	
定款（写）	（直近のもの）	○	—	A4判両面とすること （縮尺は原寸でなくて良い）
登記事項証明書	（3か月以内）	○	—	
給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書	様式第13号	○	○	指定を受ける場合、指定を受けた日から2週間以内に選任届を提出することとなっているが、申請に併せて提出すること。
給水装置工事主任技術者 免状又は技術者証	（写し）	○	○	免状はA4判に縮小すること 技術者証はA4判に複数名分をコピーして良い
指定給水装置工事事業者指定更新 時確認事項		○	○	記載できる範囲で回答してください。

注） 住所は「1-1」などとハイフンで省略せずに、住民票や登記事項証明書のとおりに記載すること。

南会津町指定給水装置工事事業者 指定・更新・変更・廃止等の各種届出について

更新に必要となるもの

提出書類	様式	法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者 指定申請書	様式第8号	○	○	A4判両面
機械器具調書	様式第8号	○	○	別表
誓約書	様式第9号	○	○	
定款（写）	（直近のもの）	○	—	A4判両面とすること （縮尺は原寸でなくて良い）
登記事項証明書	（3か月以内）	○	—	
給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書	様式第13号	※	※	変更が無ければ不要
給水装置工事主任技術者 免状又は技術者証	（写し）	○	○	免状はA4判に縮小すること 技術者証はA4判に複数名分をコピーして良い
指定給水装置工事事業者指定更新 時確認事項		○	○	記載できる範囲で回答してください

注） 住所は「1-1」などとハイフンで省略せずに、住民票や登記事項証明書のとおりに記載すること。

南会津町指定給水装置工事事業者 指定・更新・変更・廃止等の各種届出について（１／２）

変更に必要なもの

提出書類	様式	法人					個人		備考
		名称	住所	代表者	役員	事業所の名称又は所在地	氏名	住所	
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	様式第11号	○	○	○	○	○	○	○	
誓約書	様式第9号	—	—	○	○	—	—	—	
定款（写）	（直近のもの）	○	○	○	—	※	—	—	A4判両面とすること（縮尺は原寸でなくて良い）
登記事項証明書	（3か月以内）	○	○	○	○	※	—	—	
給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書	様式第13号	—	—	変更がある場合に提出			変更がある場合に提出		
給水装置工事主任技術者 免状又は技術者証	（写し）	—	—	給水装置工事主任技術者を選任する場合のみ提出			給水装置工事主任技術者を選任する場合のみ提出		免状はA4判に縮小すること。技術者証はA4判に複数名分をコピーして良い。
指定給水装置工事事業者指定更新 時確認事項		変更がある場合に提出					変更がある場合に提出		記載できる範囲で回答してください
提出期限		30日以内							

注） 住所は「1-1」などとハイフンで省略せずに、住民票や登記事項証明書のとおりに記載すること。

変更の注意点

※ 法人・個人を問わず事業者の継承は一切できない。廃止し、新たに指定を受けること。

※ 次の場合は「廃止」の手続きをしてから新たに「指定」を受ける手続きをとること。

- ・ 個人から個人への相続
- ・ 個人から法人への組織化
- ・ 法人から法人への営業譲渡
- ・ 合併に伴う新会社の設立

ただし、「有限会社」から「株式会社」への組織変更の場合には、名称変更の手続きとする。

南会津町指定給水装置工事事業者 指定・更新・変更・**廃止等**の各種届出について

事業を廃止する場合、事業を休止する場合、休止していた事業を再開する場合に必要なもの

提出書類	様式	廃止	休止	再開	備考
指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届	様式第12号	○	○	○	様式中、 表題と本文のそれぞれに 届出する種別「 廃止・休止・再開 」を○で囲むこと
提出期限		30	30	10	日以内

注) 住所は「1-1」などとハイフンで省略せずに、住民票や登記事項証明書のとおりに記載すること。

- ・ 休止の場合は指定給水装置工事事業者証を町に提出すること。再開時に返却する。
- ・ 廃止の場合は指定給水装置工事事業者証を町に返納すること。
- ・ 指定給水装置工事事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

※ 給水装置工事主任技術者が選任されていない状態は「指定の取消」に該当するので注意。
解任等により、選任している給水装置工事主任技術者が不在となる場合は速やかに休止届を提出すること。